

## 第4回 人吉市子ども・子育て会議

日 時 平成26年8月25日(月) 14:00～  
会 場 人吉市役所 3階 第1会議室

### 次 第

#### 1 会長あいさつ

#### 2 議 題

① 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策について

② 子ども・子育て支援事業計画骨子案について

#### 3 その他

- ・人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)
- ・人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(仮称)
- ・人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)

市町村子ども・子育て支援事業計画に係る  
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策 集計表

■ 区域設定 ( 全域 ) ・ 区域有り ( 区域名: )

【区域設定の考え方】

I 教育・保育

[単位:人]

年度 認定区分	施設毎現在の利用状況(H26.3.31現在の利用人数)				
	1号	2号		3号	
		幼児期の学校教育 の利用希望が強い	3~5歳	0歳	1、2歳
幼稚園	231				
認定こども園(幼稚園部分)	0				
認定こども園(保育所部分)		0	0	0	
保育所		687	216	419	
小規模保育、家庭的保育、事業所内保育(*)			0	0	

(\*) 子ども・子育て支援新制度における地域型保育給付の対象となると見込まれるもののみ

1 認定区分における量の見込み・確保方針

年度 認定区分	27年度									
	1号		2号				3号			
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い		左記以外		0歳		1、2歳	
量の見込み	83		841				123		459	
(他市町村の子どもの受入)	10		2		37		9		30	
確保 方針	幼稚園		250	3	0	0				
	認定こども園(幼稚園部分)		55	5						
	認定こども園(保育所部分)				215	5	100	5	135	5
	保育所				393	8	116	8	237	8
	地域型保育事業						0	0	0	0

年度 認定区分	28年度									
	1号		2号				3号			
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い		左記以外		0歳		1、2歳	
量の見込み	81		816				119		444	
(他市町村の子どもの受入)	10		2		37		9		30	
確保 方針	幼稚園		250	3	0	0				
	認定こども園(幼稚園部分)		65	6						
	認定こども園(保育所部分)				245	6	110	6	150	6
	保育所				353	7	106	7	222	7
	地域型保育事業						0	0	0	0

年度 認定区分	29年度									
	1号		2号				3号			
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い		左記以外		0歳		1、2歳	
量の見込み	79		792				115		428	
(他市町村の子どもの受入)	10		2		37		9		30	
確保 方針	幼稚園		250	3	0	0				
	認定こども園(幼稚園部分)		65	6						
	認定こども園(保育所部分)				245	6	110	6	150	6
	保育所				353	7	106	7	222	7
	地域型保育事業						0	0	0	0

年度 認定区分	30年度									
	1号		2号				3号			
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い		左記以外		0歳		1、2歳	
量の見込み	76		764				111		413	
(他市町村の子どもの受入)	10		2		37		9		30	
確保 方針	幼稚園		250	3	0	0				
	認定こども園(幼稚園部分)		75	7						
	認定こども園(保育所部分)				245	7	125	7	183	7
	保育所				343	6	91	6	189	6
	地域型保育事業						0	0	0	0

年度 認定区分	31年度									
	1号		2号				3号			
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い		左記以外		0歳		1、2歳	
量の見込み	73		737				106		397	
(他市町村の子どもの受入)	10		2		37		9		30	
確保 方針	幼稚園		250	3	0	0				
	認定こども園(幼稚園部分)		85	8						
	認定こども園(保育所部分)				245	8	136	8	207	8
	保育所				333	5	80	5	165	5
	地域型保育事業						0	0	0	0

※認定区分の内訳は次のとおり

1号:3~5歳 学校教育のみ    2号:3~5歳 保育の必要性あり    3号:0歳~2歳 保育の必要性あり

※確保方針 左:各施設の定員計    右:施設数

確保方針の具体的内容

認定こども園への移行に関する意向調査及び平成25年度実績に基づき定員、施設数を算出。

II 地域子ども・子育て支援事業

1 時間外保育事業

[単位:人、箇所]

	利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所
量の見込み			470	13	455	13	440	13	425	13	409	13
確保方策 ※H25は実績	886	13	886	13	877	13	868	13	859	13	850	13
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<量の見込み> 左:年間の実人数 右:実施箇所数

<確保方策> 上段左:市町村実施事業(補助)の年間実人数 上段右:市町村実施事業(補助)の箇所数  
下段左:市町村事業を除いた独自事業の年間実人数 下段右:市町村事業を除いた独自事業の箇所数

確保方策の具体的内容

平成25年度の実績数を基本として、計画期間の人口推計の減少率を乗じて算出。  
現状の認可保育所13園で実施。

2 放課後児童健全育成事業

[単位:人、箇所]

	利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所
量の見込み			565		547		530		512		495	
確保方策 ※H25は実績	380	10	570	10	550	10	530	10	520	10	500	10
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<量の見込み> 左:年間の実人数 右:実施箇所数

<確保方策> 上段左:市町村実施事業(補助)の年間実人数 上段右:市町村実施事業(補助)の箇所数  
下段左:市町村事業を除いた独自事業の年間実人数 下段右:市町村事業を除いた独自事業の箇所数

確保方策の具体的内容

平成27年度から小学校6年生まで利用可能となることから量の見込みを基に算出。  
認可保育所8園(9か所)、私立幼稚園1園で実施。

3 子育て短期支援事業(ショートステイ)

[単位:人日、箇所]

	利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所
量の見込み			0		0		0		0		0	
確保方策 ※H25は実績	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	12	1
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<量の見込み> 左:年間の述べ人数 右:実施箇所数

<確保方策> 上段左:市町村実施事業(補助)の年間延べ人数 上段右:市町村実施事業(補助)の箇所数  
下段左:市町村事業を除いた独自事業の年間延べ人数 下段右:市町村事業を除いた独自事業の箇所数

確保方策の具体的内容

現在、ショートステイ事業で預ける施設が本市にはないが、保育所等で実施できないか検討する。

4 地域子育て支援拠点事業

[単位:人日、箇所]

	利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所	人数	箇所
量の見込み			661	1	639	1	617	1	594	1	572	1
確保方策 ※H25は実績	204	1	204	1	202	1	200	1	198	1	196	1

<量の見込み> 左:月間の述べ人数 右:実施箇所数

<確保方策> 左:市町村実施事業(補助)の月間延べ人数 右:市町村実施事業(補助)の箇所数

確保方策の具体的内容

平成25年度の実績数を基本として、計画期間の人口推計の減少率を乗じて算出。  
人吉市九日町「九ちゃんクラブ」で実施。

5 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

[単位:人日、箇所]

		利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の 見込み	①1号認定による利用			270	3	262	3	255	3	246	3	237	3
	②2号認定による利用			36,743	3	36,743	3	36,743	3	36,743	3	36,743	3
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型) ※H25は実績	0	0	14,867	3	14,719	3	14,576	3	14,435	3	14,295	3
		14,867	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<量の見込み> 左:年間の述べ人数 右:実施箇所数

<確保方策> 上段左:市町村実施事業(補助)の年間延べ人数 上段右:市町村実施事業(補助)の箇所数

下段左:市町村事業を除いた独自事業の年間延べ人数 下段右:市町村事業を除いた独自事業の箇所数

確保方策の具体的内容

私立幼稚園が、施設給付型幼稚園若しくは認定こども園に移行することを前提に検討。  
数値については、平成25年度実績を基本とし、計画期間の人口推計の減少率を乗して算出。

6 一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

[単位:人日、箇所]

		利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の 見込み				8,358		8,094		7,830		7,551		7,272	
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く) ※H25は実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		195	13	195	13	195	13	195	13	195	13	195	13
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く) ※H25は実績	318	1	318	1	314	1	310	1	307	1	304	1
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) ※H25は実績		0	0	0	0	0	0	12	1	12	1	12	1
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<量の見込み> 左:年間の述べ人数 右:実施箇所数

<確保方策> 上段左:市町村実施事業(補助)の年間延べ人数 上段右:市町村実施事業(補助)の箇所数

下段左:市町村事業を除いた独自事業の年間延べ人数 下段右:市町村事業を除いた独自事業の箇所数

確保方策の具体的内容

平成25年度の実績数を基本として、計画期間の人口推計の減少率を乗して算出。  
ファミリーサポートセンターは、社会福祉協議会で実施。  
一時預かり事業については、認可保育所13園で実施。利用状況等把握できていないが、今後も継続して実施。  
トワイライトステイ事業については、認可保育所等で実施できないか検討(独自事業も含む)。

7 病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

[単位:人日、箇所]

		利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の 見込み				7,773		7,528		7,283		7,024		6,765	
確保 方策	病児保育事業 ※H25は実績	767	1	1,000	1	1,000	1	1,000	1	1,000	1	1,000	1
		0	0										
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業) ※H25は実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<量の見込み> 左:年間の述べ人数 右:実施箇所数

<確保方策> 上段左:市町村実施事業(補助)の年間延べ人数 上段右:市町村実施事業(補助)の箇所数

下段左:市町村事業を除いた独自事業の年間延べ人数 下段右:市町村事業を除いた独自事業の箇所数

確保方策の具体的内容

ニーズ調査の結果から要望が高かった事業である。現在、増田クリニックにおいて病児病後児保育を実施している。認可保育所等で事業が行えないか検討(独自に事業行うを含む)。

8 子育て援助活動支援事業(就学後)

[単位:人日、箇所]

		利用状況 (H25年度実績)		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
量の見込み				2		2		2		2		2	
確保 方策	子育て援助活動支援事業 (就学後) ※H25は実績	24	1	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<量の見込み> 左:年間の述べ人数 右:実施箇所数

<確保方策> 上段左:市町村実施事業(補助)の年間延べ人数 上段右:市町村実施事業(補助)の箇所数  
下段左:市町村事業を除いた独自事業の年間延べ人数 下段右:市町村事業を除いた独自事業の箇所数

確保方策の具体的内容													
平成25年度の実績、平成26年4月からの利用状況及びニーズ調査の結果から算出。 ファミリーサポートセンターは、社会福祉協議会で実施。													

9 利用者支援

[単位:箇所]

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	1	1	1	1	1

確保方策の具体的内容													
量の見込みには、数値が出てこなかったが、ニーズ調査の自由意見では、子育てに関する総合窓口に関しての要望があったので検討する。 九日町の「九ちゃんクラブ」のスペースの一角に窓口を設置して実施する方向で検討。													

10 妊婦に対する健康診査(ニーズ調査によらずに推計)

[単位:人 年間の実人数]

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	290	288	279	270	261
確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内医療機関にて個別実施。</li> <li>・初回～14回</li> <li>・妊娠～出産前まで。</li> <li>・初回項目:健康状態把握・定期検査・保健指導・血液型(ABO血液型・Rh血液型・不規則抗体)血算(貧血)、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、梅毒血清反応検査、子宮頸癌検査(細胞診)、風疹ウイルス抗体価検査</li> <li>・その他の項目、超音波検査(4回)、GBS(1回)</li> </ul>				
【記載例】	実施場所:〇〇病院、〇〇診療所 実施体制:〇〇人 検査項目:〇〇 実施時期:〇〇				

11 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等(ニーズ調査によらずに推計)[単位:人 年間の実人数]

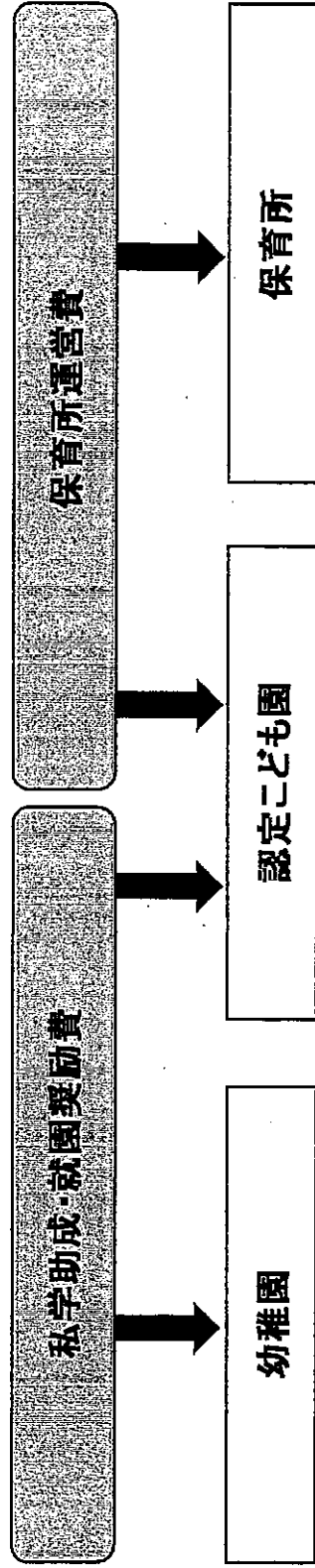
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	267	258	249	240	231
確保方策	実施体制:助産師(1名)又は保健師(3～4名)で対応 実施期間:人吉市保健センター				
【記載例】	実施体制:〇〇人 実施機関:〇〇保健センター 委託団体等:〇〇協会				

# 人吉市子ども・子育て支援行動計画構成(案)

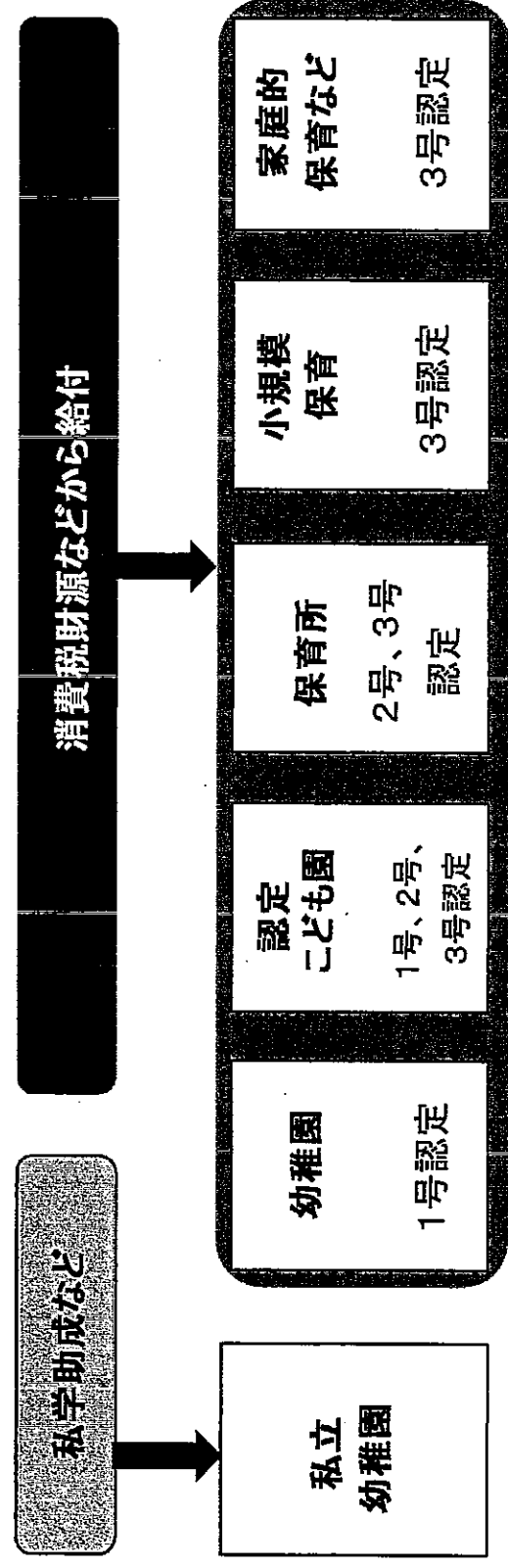
<b>第1章 計画の概要</b>	
1	計画の目的
2	計画の性格・位置付け
3	計画の期間
4	策定の体制
<b>第2章 子どもと家庭の状況</b>	
1	少子化の状況
2	家庭の状況
3	保育園及び幼稚園の状況
4	子育て環境の状況
5	調査結果による事業の利用状況及び利用希望
<b>第3章 次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価</b>	
1	基本目標ごとの評価
2	課題
<b>第4章 計画の基本的な考え方</b>	
1	計画の基本理念
2	計画の視点
3	計画の目指す姿
4	計画の基本目標
5	計画の体系
<b>第5章 量の見込と確保方策</b>	
1	教育・保育提供区域の設定
2	教育・保育事業の量の見込と確保の内容
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込と確保の内容
4	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保
<b>第6章 計画の取組</b>	
1	安心して生み育てられる環境づくり
2	子育てを地域で支える環境づくり
3	子育てと仕事の両立を応援する環境づくり
4	心身ともにたくましい子どもが育つ環境づくり
5	子どもと子育てにやさしい環境づくり
<b>第7章 計画の推進</b>	
1	推進体制
2	地域が一体となった取組の推進

## ■ 保育・幼児教育への新しい補助の仕組み ■

### 現行制度



### 新制度



- 1号認定…3～5歳児で教育のみ利用
- 2号認定…3～5歳児で保育も利用
- 3号認定…0～2歳児で保育も利用



## ◆子ども・子育て支援新制度関連の用語説明

【資料2】

No.	用語	説明
No.1	地域型保育事業	家庭的保育(No.2)、小規模保育(No.3)、居宅訪問型保育(No.4)及び事業所内保育(No.5)の 児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置づけられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、 様々な場所で展開される事業 市町村による認可事業として地域型保育給付の対象
No.2	家庭的保育	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施 1~5人まで 家庭的保育者の居宅等で実施
No.3	小規模保育	比較的小規模で、家庭的保育に近い雰囲気の中で、きめ細やかな保育を実施 6~19人まで 多様なスペースで実施
No.4	居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施 1対1が基本 利用する保護者・子どもの居宅で実施
No.5	事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施 様々(数人~数十人程度) 事業所その他の様々なスペースで実施
No.6	施設型給付費	認定こども園(No.12)・幼稚園・保育所3施設(教育・保育内容)を通じた共通の給付
No.7	特例施設型給付費	特定教育・保育(No.16)、特別利用保育(No.17)または特別利用教育(No.18)に必要な費用として市町村が支給 する費用 例1:3号認定子ども(No.15)が申請後、認定前に緊急やむを得ない理由により特定教育・保育を受けた時 例2:1号認定子ども(No.13)が、保育所から特別利用保育を受けた時(地域における教育の体制の整備状況等 を勘案して市町村が認めるときに限る) 例3:2号認定子ども(No.14)が、幼稚園において特別利用教育を受けた時
No.8	地域型保育給付費	小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業(No.1)に対する給付
No.9	特例地域型保育給付費	特定地域型保育(No.21)または特例保育(No.23)に必要な費用として市町村が支給する費用 例1:3号認定子ども(No.15)が申請後、認定前に緊急やむを得ない理由により特定地域型保育を受けた時 例2:1号認定子ども(No.13)が地域に幼稚園が整備されていないために特定地域型保育を受けた時 例3:2号認定子ども(No.14)が地域に保育所が整備されていないために特定地域型保育を受けた時 例4:離島その他(認定こども園・幼稚園・保育所3施設(教育・保育施設)及び地域型保育4事業の確保が著しく 困難である地域)で特例保育を受けた時
No.10	子ども・子育て支援給付	子どものための現金給付(児童手当)及び子どものための教育・保育給付(No.6,7,8,9)
No.11	地域子ども・子育て支援事業	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域 における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援 ①利用者支援、②地域子育て支援拠点事業(No.33)、③妊婦健診(No.37)、④乳児家庭全戸訪問(No.31)、⑤ 養育支援訪問事業、子どもを守るネットワーク機能強化事業(No.32)、⑥子育て短期支援事業(No.30)、⑦ファミ リーサポートセンター事業(No.36)、⑧一時預かり(No.34)、⑨延長保育(No.26)、⑩病児保育(No.35)、⑪放課 後児童クラブ(No.29)、⑫実費徴収に係る補足給付事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するた めの事業
No.12	認定こども園	保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地 域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設
No.13	1号認定子ども	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の認定を受けた就学前子ども
No.14	2号認定子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
No.15	3号認定子ども	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
No.16	特定教育・保育	市町村長が施設型給付費(No.6)の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」(認定こども園・幼稚園・保 育所)で受ける、教育・保育
No.17	特別利用保育	1号認定子ども(No.13)が保育所から受ける保育
No.18	特別利用教育	2号認定子ども(No.14)が幼稚園から受ける教育
No.19	保育必要量	月単位として施設型給付費(No.6)、特例施設型給付費(No.7)、地域型保育給付費(No.8)又は特例地域型保 育給付費(No.9)を支給する保育の量を保護者の就労状況等に応じて「標準時間(11時間程度)」「短時間(6時 間程度)」の2区分に認定するもの
No.20	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費(No.6)の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受け ず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない
No.21	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費(No.8)の支給対象事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事 業」を言う。
No.22	特例保育	離島その他で認定こども園・幼稚園・保育所3施設(教育・保育施設)及び地域型保育4事業の確保が著しく困難 である地域で受ける、特定教育・保育(No.16)及び特定地域型保育(No.21)以外の保育
No.23	特定支給認定保護者	1号~3号認定子ども(支給認定子ども)の保護者(支給認定保護者)

No.24	公定価格	「保育の必要量」や「施設の所在する地域」等を勘案して、教育・保育、地域型保育に必要な費用の額を内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 認定こども園、幼稚園、保育園の保育料は、この公定価格を基に地域の実情等を勘案して保護者の所得に応じて市町村が決定 ※施設型給付を受けない幼稚園はこれまでと同様、各園で保育料(授業料)を決定
No.25	利用者支援事業・コンシェルジュ	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
No.26	延長保育事業	認定こども園・保育所等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業 ※平成26年度は市内の保育所13園で実施
No.27	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
No.28	多様な主体の参入促進事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
No.29	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余剰教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業 ※市内で10の児童クラブで実施している。
No.30	子育て短期支援拠点事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))
No.31	乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
No.32	養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会・要保護児童等に対する支援に資する事業	要保護児童連絡協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業
No.33	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 ※市内5箇所の子育て支援センターで実施
No.34	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
No.35	病児保育事業	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業 ※病後児保育事業として市内1箇所の医療機関で実施
No.36	子育て援助活動支援事業ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
No.37	妊婦に対して健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業